

# 中小企業等復旧・復興支援事業 (工場・店舗等再生支援事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により被害を受けた中小企業者の県内における事業再開を支援し、地域の総合的な復旧・復興を図るため、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律の規定に基づく規制の対象となる業種を除く。

3 この要綱において「警戒区域等」とは、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び第15条第3項の規定に基づく屋内退避区域をいう。ただし屋内退避区域は、その区域が設定されていた期間内に補助対象事業を行った場合に限る。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる中小企業者(以下「補助対象企業」という。)は、別表1に該当し、知事が指定した中小企業者(以下「指定企業」という。)とする。

(補助対象企業の指定)

第4条 前条の規定による指定を受けようとする中小企業者は、別表2により補助対象企業指定申請書(第1号様式)を知事に提出し、補助対象企業として知事の指定を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、別表1に合致する中小企業者かどうか審査した上で、補助対象企業の指定を行うものとする。

3 第1項の補助対象企業指定申請書の内容で補助金の対象となる経費の20%を超える増減がある場合は、再度、補助対象企業指定申請書を提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第5条 知事は、指定を受けた中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により指定を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(3) 補助対象企業指定申請書の内容で補助金の対象となる経費の20%を超える増減がある場合。

(補助金交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書及び規則第13条第1項の実績報告書は、第2号様式に

よるものとし、その提出時期は、操業を開始した日の属する会計年度末までとする。

- 2 規則第4条第2項第2号並びに規則第13条第1項及び第2項に規定する添付すべき書類は、別表3のとおりとする。
- 3 補助金の交付申請を行う中小企業者は、申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- 4 補助金の交付決定の通知は、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。
- 5 前項の規定による補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して交付を行うことができる。
- 6 前項の規定による交付は、前項の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付申請書の内容が適性であると認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により申請者へ通知するものとする。
- 7 第5項の規定による分割交付期間中に補助金交付企業が会社更生法・民事再生法申請を行った場合は、当該年度以降の補助金交付を停止し、知事の指示を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付の請求）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた中小企業者は、補助金交付請求書（第3号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けた中小企業者は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税額が確定した場合には、補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項に定める報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（交付の取消し等）

第10条 知事は、補助金交付企業が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(3) 補助金の交付後5年以内(第6条第5項の規定により分割して補助金の交付をすることとしたときは、最終回の補助金交付後5年以内)に操業を休止し、又は廃止したとき(次に掲げる場合を除く。)

ア 企業経営の悪化等により倒産した場合等で、既に当該補助金の全部又は一部の交付を受けているとき。

イ 知事が特にやむを得ないと認めた場合

(財産の処分の制限)

第11条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令 第15号)別表に定める期間とする。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた中小企業者は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年6月17日から実施し、平成23年3月11日から適用する。

【工場・店舗等再生支援事業】

別表1 補助金対象企業

項目	内容
補助対象者	東日本大震災により自ら使用する事業用建物（工場、店舗、事務所等）が半壊以上、又は、警戒区域等にあり、被災時の従業員数を維持し、県内で事業再開を行う中小企業者。 ただし、原則として平成24年3月31日までに営業再開を行うこととし、これによりがたい場合は別途協議すること。
補助対象経費	現状を回復するための工場・店舗の建て替えに要する費用（土地購入費及び造成費を除く） 住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗部分に係る部分を補助対象とする。 現状を回復するための工場・店舗の購入に要する費用（土地購入費及び造成費を除く） 被災した工場・店舗等の修繕に要する費用 被災した工場・店舗等から 又は の工場・店舗等へ設備を移設する費用 現状を回復するための設備の取得等に要する費用
補助率	1 / 3 以内
補助金額	補助対象経費に補助率を乗じた額。 ただし、千円未満の端数は切り捨てる。また、1 事業所あたり 500 千円を補助下限額とし（製造業においては 1, 000 千円）5, 000 千円（製造業は 30, 000 千円）を補助上限額とする。

1 事業所あたり補助申請はそれぞれ 1 回限りとし、「工場・店舗等再生支援事業」と「産業復興支援事業」の併用は認めない。

別表2 添付書類

提出期限	事業計画の作成後、速やかに提出すること。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長が交付する「り災証明書」又は第5号様式</li> <li>・被災状況が確認できる書面、写真等</li> <li>・警戒区域等に該当する場合、区域内に工場等があることが確認できる書類・工場の位置図等</li> <li>・住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗部分の延べ床面積が把握できる平面図</li> <li>・工場等の位置図等</li> <li>・その他知事が特に必要と認めるもの</li> </ul>

別表3 添付書類

提出期限	実績報告書の作成後、速やかに提出すること。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場取得、設備取得等に要する費用が確認できる書類（売買契約書、工事委託契約書、領収書等の写し等）</li> <li>・住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗部分の延べ床面積が把握できる平面図</li> <li>・工場等の位置図等</li> <li>・その他知事が特に必要と認めるもの</li> </ul>

# 事務手続きフロー

事業名:工場・店舗等再生支援事業

